

理事等慶弔表彰金規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 高須会（以下「法人」と称する。）の評議員、理事、監事及びその家族の慶弔等に際し支給する慶弔表彰金の支給の基準、手続き等に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人に勤務する評議員、理事及び監事（以下「理事等」と称する。）に適用する。

(種 類)

第3条 慶弔表彰金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 永年勤続表彰金
- (2) 弔慰金
- (3) 退職記念品

(届 出)

第4条 理事等が、本規程の定めるところにより慶弔表彰金等の支給を受けようとするときは、法人に届け出るものとする。

- 2 前項の届け出に際し、法人が確認のために必要と認めたときは、事実を証明する書類等を求めることがある。

(勤続年数)

第5条 本規程における勤続年数は、理事等への就任の日から支給事由発生の日までの満年数とする。

(重複支給の禁止)

第6条 同一世帯の2名以上が勤務している場合、本規程による弔慰金の支給が同一の事由によるときは原則として、そのうち年長者に対し当該慶弔表彰金を支給するものとし、重複して支給しない。

(永年勤続表彰金)

第7条 理事等が10年以上の勤続を迎えたときは、次の基準により永年勤続表彰金を支給する。

勤続年数10年	3万円の現金または商品券
勤続年数15年	5万円の現金または商品券
勤続年数20年	7万円の現金または商品券

(理事等本人の死亡弔慰金)

第8条 理事等が死亡したときは、その遺族に対し3万円の弔慰金を支給する。

2 葬儀に際しては、法人名を記した生花1対を供する。

(家族の死亡弔慰金)

第10条 理事等の家族が死亡したときは、1万円の弔慰金を支給する。

2 本条の家族とは、配偶者、実父母、子及び同居の義父母をいう。

3 配偶者、実父母が死亡した場合については、葬儀に際して法人名を記した生花1対を供する。

(退任記念品)

第11条 5年以上勤務し、勤務成績優秀かつ法人に貢献し円満に退任する理事等に対して次の基準により退任記念品を贈呈する。

勤続年数 5年以上10年未満	3万円の現金または商品券
勤続年数10年以上15年未満	4万円の現金または商品券
勤続年数15年以上	5万円の現金または商品券

(その他の事項)

第12条 本規程に定めのない事項で、決裁を要するものについては、理事長がその都度定める。

附 則

本規程は、令和4年8月1日から施行する。

改訂 令和5年1月1日

改訂 令和6年3月1日

社会福祉法人 高須会 理事等慶弔表彰金規程